

田 や 第 990 号
令和 4 年 2 月 21 日

各 田辺市指定

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所

} 事業所 管理者 様

田辺市 保健福祉部長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 27 報）」特例適用のための通所系サービス [地域密着型通所介護・(介護予防) 認知症対応型通所介護] 事業所における感染防止対策等に係る申出について

平素は、介護保険制度にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素よりご尽力をいただきしておりますこと感謝申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省の当該事務連絡（第 27 報）において、まん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域における通所系サービス事業所について、

- ① 訪問サービスへの切替
- ② 通所サービスの提供時間の短縮

を行った場合における介護報酬の取扱いとして、居宅サービス計画書に位置づけられた提供時間の半分以上の時間をサービス提供した場合等に、それに対応した報酬区分を算定することができる取扱い（以下「第 27 報特例」とします。）が示されました。

第 27 報特例により、介護報酬を算定予定の通所系サービス事業所においては、指定権者に申出書を提出する必要があり、田辺市指定地域密着型通所介護事業所、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所に対し、別添（写）のとおり通知しましたので連絡いたします。

なお、通所系サービス事業所が第 27 報特例を適用する場合においては、第 27 報特例により算定することの事前連絡等、必ず居宅介護支援事業所と連携することとされていますので、ご留意願います。

また、第 27 報特例に関し居宅介護支援事業所においては、基本的には、居宅サービス計画標準様式第 2 表 [居宅サービス計画書(2)] 、第 3 表 [週間サービス計画表] 等に係るサービス内容の見直しは不要とされていますが、標準様式第 5 表 [居宅介護支援経過] 等を活用して、第 27 報特例適用に係る経過を記録する（サービス提供後で可）必要があることとされていますので、併せてご留意の上ご対応願います。

※ 第 27 報特例に関しては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 27 報）」の内容を十分に確認の上、対応してください。

※ 通所介護、通所リハビリテーションに係る取扱いについては、指定権者（和歌山県）にお問い合わせください。

担当：やすらぎ対策課 指導係 TEL：0739-33-7033 FAX（共通）：0739-25-3994

電子メールアドレス yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp

ホームページURL <https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>

田や第990号
令和4年2月21日

各 田辺市指定
地域密着型通所介護
(介護予防) 認知症対応型通所介護



事業所 管理者 様

田辺市 保健福祉部長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）」特例適用のための通所系サービス [地域密着型通所介護・(介護予防) 認知症対応型通所介護] 事業所における感染防止対策等に係る申出について

平素は、介護保険制度にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素よりご尽力をいただいておりまこと感謝申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省の当該事務連絡（第27報）において、まん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域における通所系サービス事業所について、

- ① 訪問サービスへの切替 ② 通所サービスの提供時間の短縮

を行った場合における介護報酬の取扱いとして、居宅サービス計画書に位置づけられた提供時間の半分以上の時間をサービス提供した場合等に、それに対応した報酬区分を算定することができる取扱い（以下「第27報特例」とします。）が示されました。

第27報特例により、介護報酬を算定予定の通所系サービス事業所においては、指定権者に申出書を提出する必要があります。

つきましては、第27報特例により介護報酬を算定予定の田辺市指定地域密着型通所介護事業所、(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所におかれましては、下記のとおり、申出書を田辺市やすらぎ対策課指導係まで提出してください。

記

【対象事業所】

- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 介護予防認知症対応型通所介護

【対象期間】

- ・ 令和4年2月（サービス提供月）からまん延防止等重点措置等の実施期間の最終日が含まれるサービス提供月

【提出方法】

- ・ 第27報特例を適用するサービス提供月の介護報酬の請求日（例：令和4年2月サービス提供分の場合は令和4年3月10日）より前に、別添申出書（田辺市様式）に必要事項を記入の上、田辺市やすらぎ対策課指導係まで電子メールで提出してください。

※ 指導係 電子メールアドレス yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp

【注意事項】

- ※ 第27報特例を適用する場合は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）」の内容を十分に確認してください。
- ※ 要件となっている利用者への説明、同意は、書面によることが望ましいものですが、書面以外で行う場合は、「説明者の氏名」、「説明内容」、「説明し同意を得た日時」、「同意した者の氏名」を記録に確実に残すようにしてください。
- ※ 計画作成・給付管理を行う居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等と連携し、情報を共有するようにしてください。
- ※ 通所介護、通所リハビリテーションに係る取扱いについては、指定権者（和歌山県）にお問い合わせください。

担当：やすらぎ対策課 指導係 TEL：0739-33-7033 FAX（共通）：0739-25-3994

電子メールアドレス yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp

ホームページURL <https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>